

エリアインフォメーション

ふくい桜マラソン 2024 エイドの食品提供者大募集

令和6年3月31日に開催するふくい桜マラソン2024では、全国から参加するランナーをもてなし、食を通じて福井県の魅力を発信するため、エイドステーション（給食所）で配布する食品をご提供いただける企業等を募集しています。

エイドにおける給食提供を通じて、食品自体のPRだけでなく、企業等のPRにもつながりますので、ぜひふくい桜マラソンと一緒に盛り上げてください。

お問合せ先

ふくい桜マラソン実行委員会事務局
TEL：0776-20-0530
E-mail:sakura-aidstation@pref.fukui.lg.jp



働く世代の健康づくりのために 「出張健康講座」を開催します

働く世代の方々が健康に関心を持ち、積極的に健康づくりに取り組むことを応援するため、生活習慣病予防の出張健康講座を行います。

対象：福井市在住又は勤務する概ね18～64歳の10名以上で構成する企業等

内容：・生活習慣病予防に関する話
・健康づくりのための運動等

開催時間：30分～1時間程

講師：保健師、管理栄養士、健康運動指導士等

費用：無料

お問合せ先

福井市健康管理センター 生活習慣病予防係
TEL：0776-28-1256 FAX：0776-28-3747



福井県ふるさと文学館 夏季企画展 堀内誠一 子どもの世界

堀内誠一は『ぐるんぱのようちえん』『たろうのおでかけ』など、人気作を数多く世に残した絵本作家です。1950年代後半にデビューした堀内は、生涯で約80冊の絵本、そして70冊にのぼる挿絵本を手がけました。

本展では堀内の作品における、子どもをめぐる物語に着目します。子どもたちが輝き、努力し、空想し、冒険する「堀内誠一 子どもの世界」をお楽しみください。

お問合せ先

福井県ふるさと文学館 E-mail:bungakukan@pref.fukui.lg.jp
TEL:0776-33-8866 【開催期間】7月8日(出)～9月18日(月祝)

「子育て出前講座」を企業で 開催しませんか？（無料）

子どもとの関わり方について楽しく学ぶ講座を会社で開催しませんか？（先着5団体）従業員の子育てに関する不安の解消や心の安定にもつながります。この講座を県の「従業員応援企業」登録のきっかけにできます！

【開催日】令和6年3月中旬まで

（ご希望に合わせて調整します）

【対象】県内企業

（1講座につき10～50名程度）

【会場】社内の会議室、休憩室など

お問合せ先

福井県教育委員会 義務教育課
TEL：0776-20-0574



エリアインフォメーション

経営のお悩みをご相談ください 定例無料相談会

経営における様々な課題を各分野の専門家と共に解決しましょう。

毎月、無料相談会を下記の通り開催していますので、ご利用ください。(要予約)

○法律…毎月第1火曜日 13:30～15:30

○IT…毎月第3火曜日 13:30～15:30

○開業…毎月第2、4水曜日 9:00～17:00

○SDGs…毎月1回 9:00～17:00

※1件あたりの相談時間は、法律・ITは30分、開業・SDGsは1時間です。

お問合せ・お申込先

福井商工会議所 創業・経営支援課
TEL: 0776-33-8283

新型コロナに関する母性健康管理 措置等の対象期間延長について

母性健康管理上の措置として新型コロナウイルス感染症に関する措置が令和5年9月30日まで延長されます。

妊娠中の女性労働者が、その作業等における感染の恐れに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があると、主治医等から指導を受け、その旨の申出がなされた場合は、事業主は必要な措置を講じなければなりません。

お問合せ先

福井労働局雇用環境・均等室
TEL: 0776-22-3947

福井商工会議所「E-mail news」登録者募集中!

福井商工会議所では、当所が実施する事業(研修会・セミナー・イベント)や経営情報(調査・統計)のほか、国の政策情報、県内産業政策情報、地域情報など企業経営に有用な情報を1本のメールにまとめて皆様に配信しています。是非、この機会にご登録ください!

《登録はとっても簡単!》

- ①メールアドレス
- ②氏名
- ③会社名
- ④所属部署
- ⑤電話番号を記入のうえ、会員サービス課までメールでお送りください。

お問合せ・お申込先

福井商工会議所 会員サービス課 TEL: 0776-33-8254
E-mail: pub-info@fcci.or.jp

相続登記の申請が義務化 されます!

令和6年4月1日から、相続や遺贈によって不動産を取得した相続人は、相続が開始されたことを知り、かつ、その不動産を取得したと知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務付けられます。

相続登記をする際には、登録免許税が必要ですが、令和7年3月までは、一定の要件を満たせば免税措置が受けられます。現時点で相続登記がお済みでない方は、是非お早めの登記をお勧めします。

お問合せ先

福井地方法務局登記部門
TEL: 0776-22-5122

